

(平成 20 年 1 月 1 日適用)

## 入 札 心 得

- 1 三重県低入札価格調査実施要領（以下「低入札要領」という）の適用については、同低入札要領第 2 条で定める金額以上の工事とする。
- 2 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札の方法並びに入札の無効の要件、その他入札、工事の施行についての必要な事項は、下記のとおりとする。
  - (1) 入札書の宛名は知事宛とし、1 件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。

電子入札による場合は、入札書は三重県公共事業電子調達システムの入力画面において作成し、電子認証により登録された IC カードにより、指定の日時までに入札金額等を入力して送信する。

電子入札による場合でも、発注者の指示により書面により提出させることがある。また、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」により定められる額以上の工事にあつては、紙媒体による提出ができる。
  - (2) 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取扱うものとする。
    - ア 入札者本人の住所、氏名（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名。以下同じ。）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。
    - イ 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。ただし、電子入札による場合は、代理人の入札は認めない。
    - ウ 総合評価方式における技術提案にかかる書類（以下「技術提案書」という。）についても、該当する欄には入札者本人の住所、氏名を記載すること。
  - (3) 入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。なお、次の各号のいずれかで違反が確認された場合は不正・不誠実な行為とみなす。
    - ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
    - イ 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、技術提案書、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
    - ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格又は技術提案書を意図的に開示してはならない。
    - エ 予定価格を超えた応札をしてはならない。

- (4) 入札執行回数は、1回を限度とする。
- (5) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行う。電子入札の開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとする。ただし、紙入札方式による参加者がある場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に電子入札書の一括開札を行う。
- 電子入札による参加者で希望するものは開札に立ち会うことができる。また、紙入札による参加者は紙媒体の入札書を、入札保証金の必要な参加者は入札保証金を持参し、開札に立ち会うものとする。
- 紙入札の参加者及び入札保証金の必要な参加者がいない場合で、立会を希望する参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員の立会のもとに行う。
- (6) 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。
- この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
- 電子くじによらない場合は、くじを実施する旨と対象者名、入札金額、実施日時、実施場所を当該案件の入札参加者全員に通知する。
- (7) 低入札要領第3条に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合は次のとおり取り扱うものとする。
- ア 落札決定を保留し、低入札要領に基づき調査を実施する。
- この場合、基準価格を下回った入札を行った者は、上記調査に協力するものとする。
- 【一般土木工事、建築工事の場合に記載】なお、低入札要領別表第2に規定する見積内訳の検討に係る判断基準項目をすべて満たしていない者は失格とする。
- イ 上記調査の結果、当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合には、落札候補者であっても、必ずしも落札者とならず、次順位者について判断する。
- ウ 次順位者が、基準価格を下回った入札であった場合は、上記ア及びイにより調査をして判断し、また、次順位者が、予定価格以下で基準価格以上の入札であった場合は、落札者として決定する。
- エ 上記により、落札者が決定した場合は、入札参加者全員にその旨連絡する。
- (8) 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- なお、この入札を所管する発注機関が行う同一日の電子入札の結果、配置予定技術者が兼務制限の基準に抵触したときは、入札に参加する資格のない者が入札したのものとして、その者の入札は無効とする。(兼務制限に係る届出事項のうち、他の入札結果により手持ち工事(業務)数に変更が生じた場合は、落札決定までの間、入札参加者本人からの変更の届けを受付ける。)
- また、(12)アによる参加資格喪失届けが受理された場合は、その者の応札は無効として取り扱う。
- イ 入札者が同一案件の入札に対し二以上の入札をしたとき。
- ウ 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

- エ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
  - オ 入札保証金の額が三重県会計規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
  - カ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。(郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき)
  - キ 金額を訂正した入札をしたとき。
  - ク 記名、押印を欠く入札をしたとき。電子入札の場合は電子証明書を取得していない者が入札したとき。
  - ケ 技術提案書において届け出た配置予定技術者以外の者を、入札書提出時に提出する添付資料において申請したとき。
  - コ 総合評価方式にかかる評価項目について、提案のない評価項目があるとき。
  - サ 総合評価方式にかかる評価において参加資格がないことが認められたとき。
  - シ 入札公告において指定した期限までに技術提案書の提出がないとき。
  - ス 技術提案書にかかるヒアリングの指定時刻に、指定場所に来なかったとき。
  - セ 総合評価方式において事実と異なる記載又は事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき。  
注 この場合、入札の無効に加え、不正・不誠実な行為とみなすことがある。
  - ソ 技術提案書の内容が他の入札参加者と酷似しているなど適正に作成されたと認められないとき。  
注 この場合、入札の無効に加え、不正・不誠実な行為とみなすことがある。
  - タ 入札書における誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
  - チ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (9) 適正な入札の執行を妨げたときは、その者は失格とする。
- (10) 入札参加者が談合し、又は談合を行った可能性のある不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。
- (11) 入札を辞退する場合は次により取り扱うものとする。
- ア 一般競争入札においては、原則として入札参加を辞退できないものとする。ただし、参加申請後開札前であればやむを得ない場合に限り入札参加を辞退することができる。この場合、入札投函前においては入札辞退届を提出しなければならない。  
ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け、後日、入札辞退届を提出しなければならない。  
上記により、入札辞退届が受理された場合はその者の応札を辞退として扱う。
  - イ 但し、入札を辞退した理由又は内容が、明らかに失格となるような参加申請を繰り返すなど不正・不誠実な行為と判断される場合においては資格(指名)停止措置を行うことがある。
- (12) 応札後、参加資格条件を満足しなくなった場合には速やかに参加資格喪失の届けを提出しなければならない。この場合は次のとおり取り扱うものとする。
- ア 電子入札投函後においては、参加資格喪失届けを提出しなければならない。  
ただし、緊急を要する場合には、電話等により参加資格喪失を届け、後日、参加資格喪失届を提出しなければならない。
  - イ 届けた理由又は内容が、不正・不誠実な行為と判断される場合においては、資

格（指名）停止措置を行うことがある。

- (13) 落札決定が保留された場合においては、落札候補者に限り配置予定技術者の他工事への配置予定等を制限するものとし、他工事の入札において配置予定技術者として申請している場合は、他工事について参加要件喪失届を提出しなければならない。

落札決定保留中に落札候補者以外の者が、他工事を落札するなど当該工事の参加資格を喪失した場合は、速やかに当該工事について参加資格喪失届けを提出しなければならない。

- (14) 入札に際して工事費内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、三重県会計規則第71条により無効とする。また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合がある。

ア 工事費内訳書を提出しないもの。

イ 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの。

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの。

注 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなす。

エ 記載すべき項目が欠けているもの。

注 記載すべき事項には、工事名・商号名称・代表者名も含む。

オ その他不備があるもの。

- (15) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。

なお、同条第3項に定める政令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は専任の技術者を配置しなければならない。

- (16) 共同企業体が入札する場合には、入札書を構成員全員の連名で記載し押印すること。

なお、共同企業体の代表者名で入札する場合には、他の構成員全員からの委任状を入札書投函前に提出すること。

電子入札の場合は共同企業体の代表者が単体企業として利用者登録済みのICカードを使用するものとし、「使用電子証明書届（J V用）」（三重県公共事業電子調達運用基準2-5）を共同企業体結成時に提出すること。

- (17) 低入札要領第3条で定める調査基準価格に満たない額の入札をした者は低入札調査に協力しなければならない。

低入札要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約をした者は、完成までの間、調査に協力しなければならない。

また、低入札要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約する場合、下記のア、イ及びウのすべての適用を受ける。この場合、契約書に低入札要領第4条の事項を附加するものとする。

ア 三重県建設工事請負代金毎月部分払い制度

イ 建設業法上の専任技術者のほかに三重県公共工事共通仕様書に定められた主任技術者としての資格を有する専任の技術者1名を担当技術者として追加し工事現場へ配置

ウ 契約保証金の額は、契約金額の百分の三十以上

- (18) 建設工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者については、次の基準日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあるものを配置すること。ただし、合併、営業譲渡

又は会社分割による所属企業の変更があった場合や、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。なお、低入札価格による契約において追加配置する担当技術者は、契約時において恒常的な雇用関係にあれば良いものとする。

ア 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求める場合は参加申請受付の最終日

イ 一般競争入札で事前に配置予定技術者の提出を求めない場合は契約日

(19) 県議会の議決に付すべき契約において、仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者(共同企業体の場合はその構成員をいう。次項において同じ。)が、三重県から入札参加の資格制限または資格(指名)停止(以下「資格停止等」という)を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留する。

ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2 1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2 - 2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2 - 3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(20) 前項に該当する工事以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、三重県から資格停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

また、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は契約の締結を保留する。

ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2 1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2 - 2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合

ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2 - 3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(21) 入札心得に定める規定により、落札決定を保留し又は仮契約若しくは契約を解除または締結しない場合、県は一切の損害賠償の責を負わない。

(22) 入札に関する質問は、文書でのみ受け付け、電話・口頭など個別では受け付けない。

(23) 事後審査型一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。また、くじ引きについても同様とします。

4 入札をした者は、入札後において、この入札心得及び仕様書、図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。